

様式第1号（第12第2項）

令和4年度障がい者芸術文化活動普及支援事業委託業務公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年2月18日

障がい者支援課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和4年度障がい者芸術文化活動普及支援事業

(2) 業務の目的

障がい者が創作や発表機会を通じた交流等の多様な芸術文化活動を行うことができるよう、県内在住の障がい者や障害福祉サービス事業所等を支援する「長野県障がい者芸術文化活動支援センター（仮称）（以下「支援センター」という。）」を運営し、障がい者の自立と社会参加を推進する。

(3) 業務内容

支援センターは次の①～⑦の業務を行うこととする。

①県内における相談支援、②芸術文化活動を支援する人材の育成等、③関係者のネットワークづくり、④発表機会の確保、⑤作品の貸出し、⑥情報収集・発信、⑦事業評価及び成果報告書のとりまとめ

(4) 仕様等

別添「令和4年度障がい者芸術文化活動普及支援事業業務委託仕様書（案）」のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 支援センターの名称及び愛称

② 業務の実施体制

・組織・運営体制

・個人情報の取扱い

③ 業務の実施内容

・支援センターの運営に係る基本方針

・支援センターの業務内容

（相談支援の内容、人材育成の内容、関係者のネットワークづくりの内容、発表機会の確保の内容、作品の貸出しの内容、情報収集・発信の内容、事業評価及び成果報告書のとりまとめの内容）

・業務スケジュール

④ 同種業務の経験又は技術的適性

⑤ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 長野県内

(7) 履行期間又は履行期限 契約締結の日から令和5年3月31日まで

(8) 費用の上限額 9,566,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野県内に主たる事務所を置く社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人であること。
- (8) 障がい者の芸術文化活動に係る取組の実績を有していること。
- (9) 長野県が実施する打合せに参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加要件具備説明書類記載上の留意事項
業務の責任者及び従事者の「最近の主な業務経歴」は、公告の日から過去5年以内に履行した業務を対象とします。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県健康福祉部障がい者支援課
電 話	026-235-7103
F A X	026-234-2369
メール	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年3月1日（火）午後5時必着

（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで。）

(※) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに障がい者支援課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により障がい者支援長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により障がい者支援課長に対して非該当理由について説明を求められます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和4年3月3日（木） 午前10時から

(2) 開催場所 長野県庁議会棟401号会議室

(3) 留意事項 新型コロナウイルス感染症の状況により、WEB会議形式での開催等に変更する場合があります。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付時間 令和4年3月15日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。

提出時間は午前9時から午後5時まで。）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 障がい者支援課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年3月17日（木）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

- ① 令和4年度障がい者芸術文化活動普及支援事業企画書（様式第8号の附表）
- ② 法人及び事業所の概要のわかる資料（パンフレット等）

(3) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年3月22日（火）午後5時必着
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで。）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 持参、郵送の場合は6部（メールの場合は1部）
- ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに障がい者支援課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

項目		評価内容	配点
業務の実施体制			
組織・運営体制		人員体制が整っており、事業の進捗管理が適切に行える体制となっているか	20
個人情報の取扱い		個人情報の保護・管理が適切であるか	
業務の実施内容			
基本方針	事業全体	基本方針が事業目的に合致しているか	10

業務内容	相談支援の内容	障がい者等から芸術文化活動に係る各種相談を受け付け、相談内容に応じて関係機関と連携するなど適切に支援する体制となっているか	30
	人材育成の内容	研修会等が効果的に実施され、障がい者の芸術文化活動を支援する人材の育成に寄与する提案となっているか	
	関係者とのネットワークづくりの内容	関係機関及び地域の様々な関係者等とのネットワークづくりを推進する提案となっているか	
	発表機会の確保の内容	表現活動の発表機会が確保され、地域における障がい者の活躍・交流の場が広がるとともに、発表を通じて鑑賞者に新たな価値を提供する提案となっているか	
	作品の貸出しの内容	県内の企業・店舗等に作品を貸出す仕組み・体制が整備されるとともに、作家・障害福祉サービス事業所の収入向上につながる提案となっているか	
	情報収集・発信の内容	県内の芸術文化活動に関する情報を広く収集し、適切かつ効果的に情報発信する提案となっているか	
	事業評価及び成果報告書の内容	事業評価に取り組み、地域の障がい者の芸術文化活動に対する支援の現状を把握するとともに、事業の向上を図る提案となっているか	
同種業務の経験又は技術的適性			
	経験・技術的適性	障がい者の芸術文化活動の支援に関して十分な経験やノウハウ等があるか	20
業務に要する経費及びその内訳			
	費用の妥当性	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、業務内容や効果等からみて適切であるか	20
合 計			100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画書の提案に当たっては、企画提案評価会議（プレゼンテーション審査会）を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

○企画提案評価会議（プレゼンテーション審査会）の実施日時及び場所

実施日時：令和4年3月28日（月）※時間は各参加者に個別に連絡します。

場 所：長野県庁西庁舎301号会議室

留意事項：新型コロナウイルス感染症の状況により、WEB会議形式での開催等に変更する場合があります。

- ② 提出書類及びプレゼンテーションについて、審査委員が上記(6)の選定基準の項目ごとにA～Eの5段階（A：非常に優れている、B：優れている、C：標準、D：やや劣る、E：劣る）で評価します。

各項目に対する配点に係数 1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E) を乗じた点数を各審査委員の評価点数とします。

- ③ 各審査委員の評価点数の合計の最も高い者を候補者として選定します。なお、評価点数の合計の最も高い者が2者以上だった場合は、各審査委員の意見を踏まえ、委員長の判断によりその中から1者の委託候補者を選定します。

なお、各審査委員の評価点数の合計点が総点数の5割未満の場合は選定しないものとします。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により障がい者支援課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により障がい者支援課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、障がい者支援課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により障がい者支援課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
- ア 受付場所 3(4)に同じ。
- イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により障がい者支援課長

に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、障がい者支援課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県健康福祉部障がい者支援課
電 話 026-235-7103
F A X 026-234-2369
メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書の内容は、変更することができません。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は、返却しません。
- (6) 提出された企画提案書は、見積徴取業者の選定以外の用途には提出者に無断で使用することはありません。
- (7) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合、選定後であっても失格とします。
- (8) 最終的な事業者の決定は、本事業に係る予算が議会で議決され、令和4年4月1日以降で当該予算の執行が可能となった時としますので、御了承の上、参加申込をしてください（議決されなかった場合は本事業を実施しません。）。